

税の申告に関するご案内

中高生世代応援手当は、雑所得に該当し、課税の対象となります。

以下をご確認のうえ、必要に応じて、手続きを行うようにしてください。

※中高生世代応援手当では、児童1人あたり月額 15,000 円（12 か月で 18 万円）が支給されます。

雑所得とは

雑所得とは、「給与所得」「事業所得」「利子所得」「配当所得」「一時所得」「譲渡所得」「不動産所得」「退職所得」「山林所得」のいずれにも該当しない所得を指します。

～雑所得に該当するものの例～

- 副業で得た所得（ネットオークション・フリマアプリの利益など）
- 都や区が独自で支給する手当（児童育成手当・次世代育成住宅助成など）

申告について

① 所得税（詳細は税務署へお問い合わせください）

- ・給与所得がある方：給与以外の所得（雑所得など）が年間で 20 万円を超える場合、確定申告が必要です。
- ・自営業の方：雑所得を含めた所得の合計額が、所得控除額より多い場合、確定申告が必要です。（配当控除等の税額控除により不要になる場合もあります。）

② 住民税（詳細は税務課へお問い合わせください）

確定申告を行っていない場合、住民税の申告が必要です。

※中高生世代応援手当は課税対象となるため、所得によっては、住民税が非課税から課税となる場合があります。

申告に関するお問い合わせ先

<①所得税について>

【国税庁ホームページ】 www.nta.go.jp

【神田税務署】03-4574-5596（代表）

【麹町税務署】03-3221-6011（代表）

<②住民税について>

【千代田区税務課】03-5211-4191（直通）

【住民税シミュレーション】 zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/chiyoda_top.html



【中高生世代応援手当 担当】

千代田区教育委員会事務局 子ども部 子育て推進課 手当・医療係

TEL 03-5211-4230（直通） メール kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

